

16 議会及び議員に関する条例の制定状況等

【16-1】議会基本条例の制定状況

(令和7年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	制定している
5万人未満 307	238 (77.5%)
5～10万人未満 231	173 (74.9%)
10～20万人未満 146	104 (71.2%)
20～30万人未満 49	32 (65.3%)
30～40万人未満 30	17 (56.7%)
40～50万人未満 17	10 (58.8%)
50万人以上 15	7 (46.7%)
指定都市 20	18 (90.0%)
全市 815	599 (73.5%)

【16-2】自治基本条例(まちづくり基本条例等を含む)の制定状況

(令和7年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	議会に関する規定を含む自治基本条例 (まちづくり基本条例等を含む)を制定している	議会に関する規定を含まない自治基本条例 (まちづくり基本条例等を含む)を制定している
5万人未満 307	77 (25.1%)	16 (5.2%)
5～10万人未満 231	71 (30.7%)	24 (10.4%)
10～20万人未満 146	58 (39.7%)	15 (10.3%)
20～30万人未満 49	18 (36.7%)	4 (8.2%)
30～40万人未満 30	12 (40.0%)	1 (3.3%)
40～50万人未満 17	4 (23.5%)	3 (17.6%)
50万人以上 15	6 (40.0%)	0 (0.0%)
指定都市 20	6 (30.0%)	1 (5.0%)
全市 815	252 (30.9%)	64 (7.9%)

【16-3】議員についての政治倫理・資産公開に関する条例の制定状況

(令和7年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	政治倫理条例(資産公開の規定を含む)を制定している	政治倫理条例(資産公開の規定を含まない)と資産公開条例をそれぞれ制定している	政治倫理条例(資産公開の規定を含まない)のみを制定している	資産公開条例のみ制定している
5万人未満 307	10 (3.3%)	0 (0.0%)	159 (51.8%)	0 (0.0%)
5～10万人未満 231	12 (5.2%)	0 (0.0%)	121 (52.4%)	0 (0.0%)
10～20万人未満 146	10 (6.8%)	1 (0.7%)	65 (44.5%)	0 (0.0%)
20～30万人未満 49	2 (4.1%)	0 (0.0%)	20 (40.8%)	0 (0.0%)
30～40万人未満 30	1 (3.3%)	0 (0.0%)	15 (50.0%)	0 (0.0%)
40～50万人未満 17	2 (11.8%)	1 (5.9%)	5 (29.4%)	0 (0.0%)
50万人以上 15	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (33.3%)	0 (0.0%)
指定都市 20	3 (15.0%)	2 (10.0%)	0 (0.0%)	15 (75.0%)
全市 815	40 (4.9%)	4 (0.5%)	390 (47.9%)	15 (1.8%)

【16-4】議員個人による請負の状況の報告・公表
に関する条例等の制定状況

(令和7年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	制定している
5万人未満 307	95 (30.9%)
5～10万人未満 231	101 (43.7%)
10～20万人未満 146	73 (50.0%)
20～30万人未満 49	21 (42.9%)
30～40万人未満 30	13 (43.3%)
40～50万人未満 17	12 (70.6%)
50万人以上 15	6 (40.0%)
指定都市 20	8 (40.0%)
全市 815	329 (40.4%)

【16-5】議員個人による請負の状況の報告・公表に関する条例等
の根拠規定

(令和7年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	条例	規程又は要綱 等	議会運営委員 会決定・申合 わせ	その他
5万人未満 95	86 (90.5%)	9 (9.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
5～10万人未満 101	86 (85.1%)	14 (13.9%)	0 (0.0%)	1 (1.0%)
10～20万人未満 73	52 (71.2%)	18 (24.7%)	3 (4.1%)	0 (0.0%)
20～30万人未満 21	14 (66.7%)	7 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
30～40万人未満 13	9 (69.2%)	4 (30.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
40～50万人未満 12	4 (33.3%)	8 (66.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
50万人以上 6	6 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
指定都市 8	5 (62.5%)	2 (25.0%)	0 (0.0%)	1 (12.5%)
全市 329	262 (79.6%)	62 (18.8%)	3 (0.9%)	2 (0.6%)

各割合は、議員個人による請負の状況の報告・公表に関する条例等を制定している329市の人口段階別の市数を基準としている。

【16-6】地方自治法第96条第2項の規定による議決事件の追加状況

(令和7年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	追加している
5万人未満 307	300 (97.7%)
5～10万人未満 231	223 (96.5%)
10～20万人未満 146	143 (97.9%)
20～30万人未満 49	49 (100.0%)
30～40万人未満 30	30 (100.0%)
40～50万人未満 17	17 (100.0%)
50万人以上 15	15 (100.0%)
指定都市 20	20 (100.0%)
全市 815	797 (97.8%)

【16-7】地方自治法第96条第2項の規定による追加の議決事件の内容

(令和7年12月31日現在、複数回答)

追加の議決事件の内容	市数	追加の議決事件の内容	市数
基本構想	674 (84.6%)	職員の定数	7 (0.9%)
市の基本計画	302 (37.9%)	重要な契約に関するもの	42 (5.3%)
市の基本計画以外の重要な計画	111 (13.9%)	オンブズマンの委嘱等	11 (1.4%)
市民功労者表彰、名誉市民	495 (62.1%)	法人・団体等との協定に関するもの	7 (0.9%)
市民憲章	69 (8.7%)	定住自立圏構想・連携中枢都市圏に関するもの	177 (22.2%)
都市宣言	78 (9.8%)	上記以外の議決事件	213 (26.7%)
姉妹都市、友好都市提携	113 (14.2%)		

※各追加の議決事件の内容の割合は、地方自治法第96条第2項の規定により議決事件を追加している797市を基準としている。

【16-8】議選監査委員の選任の廃止状況

(令和7年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	廃止している
5万人未満 307	25 (8.1%)
5～10万人未満 231	14 (6.1%)
10～20万人未満 146	6 (4.1%)
20～30万人未満 49	2 (4.1%)
30～40万人未満 30	1 (3.3%)
40～50万人未満 17	1 (5.9%)
50万人以上 15	0 (0.0%)
指定都市 20	0 (0.0%)
全市 815	49 (6.0%)

【16-9】議選監査委員の廃止に関する条例の提出者

(令和7年12月31日現在)(単位:市の数)

提出者	市数
執行機関	24
所管委員会	10
議員	15

【16-10】監査委員事務局の設置状況

(令和7年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	条例により監査委員事務局を設置している	設置していない	その他
5万人未満 307	301 (98.0%)	1 (0.3%)	5 (1.6%)
5～10万人未満 231	227 (98.3%)	4 (1.7%)	0 (0.0%)
10～20万人未満 146	146 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
20～30万人未満 49	49 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
30～40万人未満 30	30 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
40～50万人未満 17	17 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
50万人以上 15	15 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
指定都市 20	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
全市 815	805 (98.8%)	5 (0.6%)	5 (0.6%)

【16-11】議会事務局職員と監査委員事務局職員の兼務の状況

(令和7年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	兼務している
5万人未満 301	38 (12.6%)
5～10万人未満 227	7 (3.1%)
10～20万人未満 146	0 (0.0%)
20～30万人未満 49	0 (0.0%)
30～40万人未満 30	0 (0.0%)
40～50万人未満 17	0 (0.0%)
50万人以上 15	0 (0.0%)
指定都市 20	0 (0.0%)
全市 805	45 (5.6%)

割合は、条例により監査事務局を設置している805市を基準としている。